

リビアにおける国際犯罪の処罰に関わる2011年の動向： ロッカビー事件からカダフィ裁判まで

著者	稲角 光恵
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa Law Review
巻	54
号	2
ページ	1-14
発行年	2012-02-29
URL	http://hdl.handle.net/2297/30235

《研究ノート》

リビアにおける国際犯罪の処罰に関わる二〇一一年の動向

——ロッカビー事件からカダフィ裁判まで

稲角光恵

- 一 はじめに
- 二 ロッカビー事件の再捜査を求める動き
 - 1 ICCにおけるロッカビー事件（一九九二年仮保全措置命令）
 - 2 爆破容疑者の裁判とその後
 - 3 カダフィ大佐関与の新たな証言
- 三 二〇一一年のリビアの犯罪に対するICCの取り組み
 - 1 国連安保理による呼びかけ
 - (1) 安保理決議一九七〇——ICCへの事態の付託
 - (2) 安保理決議一九七三
 - 2 ICCによる逮捕状の発行
 - (1) 捜査と逮捕状の発行
 - (2) 他の機関による調査
 - 3 問題点——ICCと国民評議会の競合管轄権問題
 - (1) 裁判を実施するのはICCカリビア国民評議会か？
 - (2) ICCに付託された事態の時間的制限
 - (3) 被疑者の限定はあるか——NATOと反カダフィ派に対する容疑の取扱い

一 はじめに

二〇一一年、「アラブの春」とも称される中東及びアフリカ北部における民衆による反政府デモ等による体制変革の流れは、リビアの独裁政権の崩壊をもたらした。アマル・カダフィ (Muammar Gaddafi) 以下、通称にならいカダフィ大佐と称する) を最高指導者としていたカダフィ政権の転覆は、反カダフィ派「国民評議会」との内戦に加えて、北大西洋条約機構 (NATO) による空爆といった国際社会からの関与を受けて武力紛争が続いた後、二〇一一年一〇月二〇日にカダフィ氏が殺害されるに至り完結したのである。二〇一一年のリビアを取り巻く状況は、百万人を超えるともいわれるリビアからの難民問題、内戦への国連やNATOによる国際的な介入の正当性や、国連等におけるリビアの代表権を争う政府承認の問題、カダフィ大佐殺害の合法性等、国際法上の多様な論点が絡んでおり注目を浴びているが、国際刑事法の面から興味深いのは、カダフィ政権が犯したとされる国際法上の犯罪についての刑事責任追及問題である。市民デモに対する弾圧行為を行った独裁政権の指導者及び高官の責任追及については、同じく「アラブの春」で政権交代が試みられたシリアやイエメン等の他の諸国でも問題とされているのである。本稿では、リビアが関わる国際法上の犯罪の処罰について事実を整理した上で若干の考察を加える。まず次節でリビアに対して国連の制裁決議が発せられたきっかけであるロツカビー事件の再捜査を要求する動きを、第三節では二〇一一年の武力紛争に関連して国際刑事裁判所 (ICC) にて刑事責任を追及する試みを見る。

二 ロツカビー事件の再捜査を求める動き

カダフィ政権の力による支配が弱体化した二〇一一年に、二〇年以上前のロツカビー事件の再捜査と責任者の再

処罰を求める動きがあったことはあまり知られていない。二〇一一年九月、スコットランドの検察官はロッカビー事件について新しい証拠と証人の発見を行うべく再捜査についてリビア国民評議会に正式に協力を要請したのであった。しかし国民評議会は事件が終結しているとする態度を表明したと報道されている。しかし、ロッカビー事件がカタフィ大佐の直接の指示によるものであったと暴露するリビア国内からの証言が報道され、カタフィ大佐の責任とともにロッカビー事件の見直しが検討されているのであった。そもそもリビアに対して初めて国連の制裁決議が出されたのが、航空機爆破のテロ事件であるロッカビー事件がきっかけであった。以下でロッカビー事件を簡単に紹介しよう。

1 I C Jにおけるロッカビー事件（一九九二年仮保全措置命令）

一九八八年二月二日、ロンドン発ニューヨーク行のパンナム機はスコットランドのロッカビー上空を飛行中に爆弾により破壊され、乗客及び乗務員の二五九名、並びに地上住民一名が死亡した。航空機爆破の容疑者二名がリビア人であると判明した後、英国及び米国は逮捕状を発行した。容疑者の引渡を求められたリビアはリビア国内での裁判の実施を主張し引渡を拒否したが、国連安保理による非難決議（安保理決議七三二（一九九二））等により追い詰められ、「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」（モントリオール条約）に基づきリビアには容疑者を引渡す義務がないことの確認を求めて国際司法裁判所（I C J）に訴えたのであった。しかし、安保理がリビアを非難し容疑者の引渡を求める第七章決議である安保理決議七四八（一九九二）をI C Jが事件審理中に採択したことを踏まえ、一九九二年、I C Jはモントリオール条約上の権利義務よりも国連憲章上の義務が優先する旨判示し、リビアからの仮保全措置要請を却下したのである。本判決により、リビアが法的にも爆破容疑者引渡の義務を国連加盟国として負っていることが明らかされたのである。これがI C Jにおけるロッカビー事件

の顛末である。

2 爆破容疑者の裁判とその後

ICJにおいてリビアの要請した仮保全措置を却下する命令が下された後、関係国の協議の結果、オランダにあるゼイスト (Zaït) 基地を法廷地として特別に設置されるスコットランド法廷により容疑者の刑事裁判を実施することが決定された。このような特別な環境で実施された裁判の状況は、スコットランドの裁判としては初めてインターネットを通じて生放送され、注目を集めた。一九九一年に二名の容疑者が引渡された後、リビアの工作員であった Abdelbaset al Megrahi 被疑者は、航空機爆破の主犯として二〇〇一年に最短二七年の拘束を条件とする終身刑を命じる有罪判決を下されたが、Megrahi 氏の共犯として訴追された Al-Amin Khalifah Fhimah 被疑者は無罪判決を受けた。Megrahi 氏も無実を主張して上訴したが、上訴審は被告の主張を認めなかった。² しかし二〇〇九年八月、スコットランドは Megrahi 氏の死期がせまる病状を考慮し、同氏の釈放とリビアへの帰国を認める決定を行った。同氏が釈放されて帰国をはたした際にリビアで英雄として勳待されるに至り、英国と同じくロッカビー事件の被害国として関心があった米国が反発を示した。³ 同氏の引渡と米国内での裁判実施を求める声が米国内で発せられ、カダフィ政権への制裁として凍結されていた資産のリビアへの返還にあたりこれを条件とすべきとする議会の要請もあったのである。二〇一一年には同氏が重い病の床にある状況が報道され、加えてヒラリー・クリントン国務長官等によるロッカビー事件に関するリビアへの働きかけが報道され、表立った抗議活動は沈静化したのであった。

3 カダフィ大佐関与の新たな証言

他方で、二〇一一年二月、リビアの元法務大臣である Mustafa Abdel-Jalil 氏がスウェーデンの新聞 Expressen の

インタビューに対して、ロッカビー事件はカダフィ大佐の命令により実行されたものであると発言したことがBBC放送やその他のメディアでも取り上げられ、議論を呼んでいる。リビア政府は二〇〇三年の段階でロッカビー事件に対する国家責任を認め、被害者遺族に対して賠償を支払っているが、カダフィ大佐個人の関与は認めていなかったため、注目を集めたのである。一二月にトリポリで行われた英国外務大臣とリビアの新内閣との会談の結果、リビアは英国警察がリビア国内でロッカビー事件等の再捜査を行う許可を与えたと報じられており、今後の捜査による事実解明が期待されている。

三 二〇一一年におけるリビアの犯罪に対するICCの取り組み

1 国連安保理による呼びかけ

二〇一一年に安保理が取ったリビアに対する措置として注目を集めるのは、安保理決議一九七〇と一九七三である。両決議ともカダフィ政権による市民デモに対する弾圧や人権侵害を非難し、リビアに対して制裁を科した国連憲章第七章措置である。民主化を求める市民デモを武力によって弾圧する行為が国際社会の平和と安全を脅かすと考えられ、国際社会の関心事とされた画期的な決議との評価もある。両決議とも政権転覆を直接的に指示するものではなかったが、市民の保護を目的として掲げた両決議は、結果としてカダフィ政権を国際社会から孤立させ、反カダフィ派を鼓舞させる効果をもたらしたのである。本稿で特に注目したいのは、ICCに事態を付託した決議一九七〇である。

(1) 安保理決議一九七〇——ICCへの事態の付託

二〇一一年二月二六日、国連安全保障理事会は一五理事国全ての賛成をもって、二〇一一年二月一五日以降のリアの事態についてICCに付託する決議一九七〇を採択した。リアでは政権批判運動が活発化した二月に数百人が殺害された疑いがあり、諸国からの刑事責任の追及を求める声に応じて本決議が採択されたのであり、文民に対する攻撃の責任を有する者を処罰する必要性が強調されたのである。安保理決議一九七〇は、リア政府が行った人権侵害とデモ弾圧を非難し、この市民に対する広範かつ組織的な攻撃が人道に対する罪に該当する可能性を示唆した。国連憲章第七章の下で憲章第四一条の措置を取ることを明確にして、人権及び国際人道法の尊重をリア当局に求めるとともに、武器禁輸措置等の制裁を下した。また、ICC検察官に対して、「二〇一一年二月一五日以降のリアにおける事態を付託する」ことを決定し、同決議採択後二カ月以内に決議順守のために取った措置について報告することを要請した。安保理は、ICCローマ規程の非締約国には規程上の義務は発生しないことを認識しつつも、ICCと検察官に完全に協力するよう、リアに要請したのである。しかし、ICC規程の非締約国との関係で興味深いのは、安保理決議一九七〇は、リアの事態をICCに付託する際に、リア国民ではない者でICC規程条約の非締約国の国民である者については、国籍国が管轄権を放棄しない限り、リアにおける活動に関わる作為又は不作為について、国籍国の排他的な管轄権の対象となると明示した点である。ICC規程の非締約国からのICCの管轄権に対する危惧がここに示されているのである。

(2) 安保理決議一九七三

安保理決議一九七〇はICCへの付託とともにリアへの武器禁輸を決定したが、さらにリアに対する制裁を強め、武力行使容認決議ともみなされているのが決議一九七三である。二〇一一年三月一七日、安保理はリアに対する武器禁輸及び特定資産の凍結を強化させるとともに、リア上空の飛行禁止区域設定など、リアに対する

制裁を盛り込んだ決議一九七三を採択した。同決議は、カダフィ大佐のリビア政府軍が反カダフィ派が拠点とするベンガジを襲撃する前に何らかの手を打つことを各国が求めた結果として採択されたものである。⁴ 同決議は、恣意的な身柄拘束、強制失踪、拷問、処刑といった組織的な人権侵害を非難している。国際法上注目されるのは、同決議に武力行使容認決議とみなされうる文言が盛り込まれた点である。同決議は、国連加盟国が「ベンガジを含むリビア国内において攻撃の脅威にさらされている市民及び民間人居住地地域を守るため、すべての必要な措置を取るることができる」と述べたのである。

2 ICCによる逮捕状の発行

(1) 捜査と逮捕状の発行

安保理決議一九七〇による要請に基づき、二〇一一年三月三日、ICC検察局は、二〇一一年二月一五日以降にリビアにおいてICC管轄権下の犯罪が犯されたと信じる合理的理由があると判断し、捜査を開始した。ICC主席検察官モレノ・オカンポ氏 (Luis Moreno-Ocampo) は四月五日、捜査を行った結果、武力紛争の存在、並びにICCが管轄する犯罪分類である戦争犯罪及び人道に対する罪に該当すると思われる被疑事実の存在、当該犯罪に対する国内捜査又は訴追の欠如が認められるとして、数日後に逮捕状要請を行うとの報告書を安保理に提出したのである。⁵ 同報告書は、トリポリや他のリビア国内の町において、反体制デモに参加した市民が恣意的な逮捕や拷問、殺害、強制失踪といった多様な迫害の対象とされ、宗教的施設の破壊などの行為が行われていることを記している。また、同報告書では、戦争犯罪が絡む問題として、クラスター爆弾や都市中心部で使用されるべきではないその他の重火器系の武器の使用が見られ、人道的物資搬入の妨害、捕虜又は文民の拷問、文民を「人間の盾」として利用する行為等が報告された。

五月一六日、ICC検察局は、二〇一一年二月一五日から現在に至るまでの間に犯された殺人と迫害について人道に対する罪が疑われるとして、カダフィ大佐及びカダフィ大佐の息子であり後継者であったセイフ・イスラム氏 (Saif Al-Islam Gaddafi)、並びに情報機関のトップであったアブドラ・サヌーシ氏 (Abdullah Al-Senussi) の三名の逮捕状を申請し、予審裁判部は検察からの当該要請を認め、六月二七日に逮捕状を発行した。三名に対する逮捕状の発行を決定するにあたり、予審裁判部は、近隣諸国を席卷する反体制・民主化運動の潮流に危機感を持ったカダフィ政権が、二月以降始まったカダフィ政権を批判する市民のデモ活動を武器の使用を含むあらゆる手段でもって阻止することを政策として掲げていたと信じる合理的理由があると判示したのであった。この国家政策に基づき、二月一五日から二月二八日にかけて、リビアのトリポリ、ミスラタ、ベンガジやその他都市において、カダフィ政権を批判するデモに参加している市民に対する攻撃が行われ、数百人の市民が殺害され、暴行され、逮捕拘留されたのであり、事実上の国家元首であったカダフィ大佐と事実上の首相として行動していた彼の息子は、この国家政策の実施に貢献していたとみなされている。また、カダフィ氏から当該国家政策の実施を指示されたサヌーシ氏は軍を指揮し、市民を攻撃するよう部隊を直接的に指揮したとされている。このことから、予審裁判部は、三名の容疑者が犯罪を行ったとみなす合理的な疑いがあるとして、逮捕状の発行を決定したのである。なお、逮捕状では示されていないなかった集団強姦や他の戦争犯罪についてもICC検察局は今後捜査する予定であると安保理に報告している。ICCからの逮捕状発行に対して、セイフ・イスラム氏は、逃亡中から仲介者を通じてICCに無実を主張していたと報じられている。

(2) 他の機関による調査

リビアにおける犯罪については、ICCによる捜査だけでなく、同時に人権機関からの調査も行われていた。二

〇一一年二月三日の人権理事会決議に基づき、リビアの人権状況に関する国際調査委員会が調査を行い、六月一日に報告書を提出していたのである。同人権報告書は、二〇一一年二月二四日頃からリビアにおいて非国際的武力紛争が発生したとともに、安保理決議一九七三に従い国際的武力紛争も生じ、国際人道法が適用される状況にあったことを確認しつつ、国際人権法と国際人道法の違反があったと報告しているのである。同報告書は、リビア政府側がデモに対して過度の武力を用いていた十分な証拠があるとし、生命に対する権利や表現の自由などの権利侵害であり、国際人権法の重大な侵害であると認定した。また、政府軍は恣意的逮捕を繰り返しており、逮捕拘禁が濫用され、強制失踪に手を染めていた。さらに、拷問や非人道的な取扱いがリビア政府側に限らず反政府側によっても行われており、多くの人権侵害と犯罪行為が行われていたことを同報告書は記し、カダフィ政権側と国民評議会の双方に国際人権法と国際人道法の順守を要請していたのである。

ICCによる捜査や人権機関による調査報告書以外でも、リビアにおける国際法違反の状況を指摘する文書や報道は多く見られている。例えば、カダフィ派の軍はNATOの空爆や反カダフィ派の攻撃から逃れるため、古代遺跡や博物館を拠点にするなど盾に利用したとも報じられており、武力紛争中の文化財保護を目的とした国際人道法違反も疑われ、ICCや人権機関の調査で判明した以外にも国際法に違反する行為が行われていたのではないかと推測されているのである。

3 問題点——ICCと国民評議会の競合管轄権問題

(1) 裁判を実施するのはICCかリビア国民評議会か？

ICCはカダフィ大佐とセイフ・イスラム氏とサヌーシ氏の三名の逮捕状を発行したのであるが、前述のようにカダフィ大佐は殺害されたため、欠席裁判を認めないICCではカダフィ大佐を被告とした裁判を行うことはでき

なくなつた。しかし、もう一人の容疑者であつたセイフ・イスラム氏は、二〇一一年一月一九日、リビア南部のニジェールとの国境近くオバリで数人の側近とともに身柄を拘束され、この者の裁判の実施が議論を呼んでいるのである。

リビアの国民評議会は、セイフ・イスラム氏がカタフィ政権時代の重要な情報を多く知る人物であることを重視し、リビア国内で裁判にかけることの重要性を述べ、彼の身柄の引渡を拒否する態度を示したことから、ICCとリビアとの競合管轄権の問題が発生しているのである。国民評議会のアブドルハーフェズ・ホガ副議長が、一月二〇日、セイフ・イスラム氏について、「リビアの裁判所で裁くと決定した」と記者会見で述べたのであつた。国民評議会のこの声明を受けて、二二日、ICCのモレノ・オカンボ主任検察官がリビアを訪問し、今後の身柄取扱いについて協議する予定である。国民評議会は、八月二九日にカタフィ大佐の妻子がアルジェリアに逃亡した際にもリビア国内での裁判に固執し、アルジェリアに対して引渡を求めたのであり、自らの手で前政権の清算を行うことを意図していることが見てとれるのである。

国際社会には、セイフ・イスラム氏の身柄をICCに移送すべきだとの意見が強い。カタフィ大佐が殺害された状況とそれに対する国民評議会のスポークスマンの言動から、そもそも国民評議会は最初から身柄の拘束や司法手続という選択肢を考へていなかったのではないかとの批判もある¹⁰。欧州連合(EU)のアシュトン外交安保上級代表(EU外相)の報道官も、「ICCとの協力が保証されなければならない」との表現で、身柄引き渡しを求めたことが報じられているのであつた。

ICCとリビアの関係を見るならば、リビアはICC規程の締約国ではないため、リビアはICC規程条約上の義務に拘束されない。しかし、今回の事例は安保理による事態の付託を受けてICCが行動しているものであることから、国連加盟国として安保理決議を順守する義務がリビアには課せられている。この点、条約上の権利

より国連憲章上の義務の優先を判示したICJにおけるロッカビー事件の仮保全措置命令判決が思い起こされるのである。

このようにリビアはICCに協力する義務が安保理決議を通じて課せられているのであるが、他方でICCはその基本的性格として補完性の原則の下にある。すなわち、国際法上の犯罪に対して第一次的に管轄権を行使すべきは国家であり、諸国が何らかの事情で管轄権を効果的に行使できない場合にICCは諸国の管轄権を補完すべく管轄権を行使するのである。ICC規程前文及び第一七条が定める補完性の原則に従うならば、リビアが管轄権を効果的に行使可能であるならば、ICCにて裁判を実施する必要がないと考えられるのである。この場合、逮捕状が発行されてICCにおける手続が既に開始されていることから、ICCの手続を停止させる措置が必要となる。

そもそもICCにおける司法手続の継続是非については、ICCに決定権がある。ICCが逮捕状を発行した容疑者に対してリビアが国内訴追を希望する場合には、ICC規程第一七条及び一九条に従い予審裁判部に事件の受理許容性に関する申立てを行わなければならない。ICC自身も上記のような手続をリビアが踏む必要があることを指摘し、ICC自身が事件の受理許容性なしと判断するまでは本件において予審裁判部が引き続き事件を扱うことを宣言しているのである。¹¹⁾

(2) ICCに付託された事態の時間的制限

安保理がICCに付託した事態には時間的な限定が課せられていた点を忘れてはならない。すなわち「二〇一一年二月以降」に犯された犯罪のみがICCの審理対象とされているのである。したがって、ロッカビー事件をはじめとするカダフィ政権時代に犯されたと疑われる他の国際法上の犯罪についてICCの管轄権は成立していないのである。ICCの管轄権は、犯罪行為地国若しくは被疑者国籍国のいずれかの同意がある場合、又は安保理による

事態の付託がある場合に成立する（ICC規程第一三条）。本件の場合には後者に該当するのであるが、事態を付託した安保理決議によって課せられた時間的制限を受けてICCの管轄権は制限されているのである。また、犯罪行為地国であり被疑者国籍国であるリビアがICC規程の非締約国である以上、ICCの管轄権に対する同意が予め存在せず、また、リビア国民評議会の態度がICCにおける裁判に否定的であることが明らかであるためICCでの裁判開始に事後的な同意がリビアから得られるかは現時点で大いに疑問であり、二〇一一年二月より前に発生したと疑われる犯罪についてICCには管轄権の前提条件を満たすことは困難であろう。

他方で、安保理からの事態付託には時間的制限はあれど、ICC以外の裁判所がリビアが関連する犯罪を裁くことが排除されているわけではない。この点、ICCではない場において、拷問や人権侵害を含むカダフィ政権の犯罪についての責任が追及されることが可能である。特にカダフィ政権の清算と政権交代の正当性を示す政治的な道具としての価値もあることから、今後、リビア国内において責任追及が開始されることが予想されるのである。

ちなみに、リビア以外の外国の国内裁判所で裁判を実施する際には、高官を被告人とする場合に特権免除が問題とされる。この点、二〇一一年二月の英国高官による報道発言では英国政府がカダフィ大佐及び彼の家族構成員に対する特権免除を否定する姿勢が示されたことから、二〇一一年の犯罪容疑についても英国では特権免除は問題ないとする見解もある。¹²

(3) 被疑者の限定はあるか——NATOと反カダフィ派に対する容疑の取扱

二〇一一年二月以降のリビアにおいて、国際人権法及び国際人道法に違反する行為を行ったのは、カダフィ政権側だけではなく、反カダフィ側もそのような行為に手を染めていたと疑われている。前述のように人権理事会の要請に基づき行われた調査報告書においても反カダフィ側による人権侵害が報告されていたのである。また、国際人

権団体アムネスティ・インターナショナルも国民評議会に対して前線の兵士による不法逮捕や報復殺人を防ぐよう要請しており、¹³ カダフィ派のみならず、反カダフィ派に対しても、捕虜の処刑やその他の犯罪の疑いも存在するのである。現にカダフィ大佐の殺害も戦争犯罪に該当する疑いがあるとICC主席検察官モレノ・オカンポ氏は発言している。さらに、リビアに対して空爆を行ったNATOによる軍事作戦に関わり、NATO構成員がICCによる捜査対象とならないか危惧する声も報道されていたのである。

この点、ICCに事態を付託した安保理決議は容疑者を確定するものではなかったことから、カダフィ派のみならず国民評議会側やNATOをICCの捜査対象とすることも法的には禁止も排除もされていないと解される。しかし注意しなければならないのは、安保理決議一九七〇は、リビアの事態をICCに付託する際に、リビア国民ではない者でICC規程条約の非締約国の国民である者については、国籍国が管轄権を放棄しない限り、リビアにおける活動に関わる作為又は不作為について、国籍国の排他的な管轄権の対象となるとする決定を記す文章が包含されている点である。安保理決議のこの文言に従うならば、リビア国民である国民評議会構成員とICC規程の締約国の国民が訴追対象とされることは許容されるが、ICC規程の非締約国の国民をICCが訴追することは許されないという解釈に至る。

ICCの検察官は、リビアに関しては逮捕状が発行済みで存命の二名の手続に専念しているが、NATOを含むその他の主体による犯罪容疑についても検討する構えがあることを安保理の会議において明らかにしている。¹⁴ 類似の事例として、NATOによるコンボ空爆が旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)の犯罪捜査対象となりうるか議論となり、最終的にはICTY検察局が訴追しないとの見解を示したという先例があるが、リビアの事態についてICC検察官がどのような判断を示すか今後の動向が注目されるのである。

へ註>

- 1 See, Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention Arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United States of America), Provisional Measures Order, *ICJ Reports* 1992.
- 2 See, Robert Black “The Lockerbie Appeal” *Edinburgh Law Review* Vol. 6 (3) (2002).
- 3 U.S. Department of State Press Release No. 2010/1007, “U.S. Letter Regarding Continued Detention of Megrahi” (July 26, 2010). See, John R. Crook “United States Denounces Scotland’s Release of Abdel Basset Mohamed Al-Megrahi <Contemporary Practice of the United States Relating to International Law>” *American Journal of International Law* Vol. 103 (October 2009). See also, John R. Crook “United States Publishes Communication Opposing Release of Convicted Pan Am 103 Bomber <Contemporary Practice of the United States Relating to International Law>” *American Journal of International Law* Vol. 104 (October 2010).
- 4 安保理決議一九七三年「賛成一〇票(フランス、英国、レバノン、米国、南アフリカ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コロンビア、ポルトガル、ナイジェリア、ガボン)に対して、棄権五票(中国、ロシア、ブラジル、インド、ドイツ)で、賛成多数で採択された。
- 5 ICC, First Report of the Prosecutor of the International Criminal Court to the UN Security Council Pursuant to UNSCR 1970 (2011).
- 6 See, SC/10433, Security Council 6647th Meeting, “International Criminal Court Prosecutor Briefs Security Council on Libya Case” 2 November 2011.
- 7 U.N. Human Rights Council, Report of the International Commission of Inquiry to Investigate all alleged violations of international human rights law in the Libyan Arab Jamahiriya, A/HRC/17/44, (June 1, 2011).
- 8 中日新聞「二〇一一年一月十六日記事」参照。
- 9 ICCC規程第六三條は、「公判の間在廷する被告人を定めていさ。」
- 10 クリストファー・ビッチェンス「カタフ、殺害の大きききも樹根」【「ニュースウィーク(日本語版)」三〇頁】
- 11 See, ICC Press Release “Course of Action Before the ICC Following the Arrest of the Suspect Saif Al Islam Gaddafi in Libya”, ICC-CPI-20111123-PR 746 (November 23, 2011).
- 12 See, Stefan Talmon “De-Recognition of Colonel Qaddafi as Head of State of Libya?” *International Comparative Law Quarterly* Vol. 60 No. 3 (2011).
- 13 See, Amnesty International “Libya: Detention Abuses Staining the New Libya” (13 October 2011).
- 14 See, supra note (6).